



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL: 0266-72-5060 FAX: 0266-72-5063

www.yanagisawakaikai.net

Vol.28-10 2017.10.4

エントランスを改装致しました。



既に弊社にご来所いただき、ご存じの方もいらっしゃるかと思います。

机を設置し、呼び鈴も見易い場所に置けるようになりました。改装後は呼び鈴の存在感もでておりますが、以前は多少見にくいところがあり、ご不便をお掛けすることもあったかと思います。

また、2階・3階のミーティングルームが使用中の場合や、短時間の打合せの場合に利用できるよう、パーテーションで区切った簡易のミーティングルームを併設致しました。

改装前も同じ場所に打合せスペースがありましたが、従業員の出入り等で落ち着いてお話しができないこともあったかもしれません。改装後はパーテーションが閉まるようになっておりますので、そういったことを気にせず話ができるようになればと思っております。

フリーアドレスを導入致しました。

「フリーアドレス」とは、職場で社員一人ひとりに固定した席を割り当てず、在籍している社員が仕事の状況に応じて空いている席やオープンスペースを自由に使うオフィスの形態です。「フリーアドレス」は、1990年代後半から外資系企業やIT企業を中心に導入事例が増えているそうです。

「フリーアドレス」は和製英語で、米国では同様のコンセプトを「ノンテリトリアルオフィス」などと呼びます。

写真はフリーアドレス導入に伴い設置した円形フリーアドレステーブル「ワークリンク」です。円形から生まれる人と人のコミュニケーション活性化要素等がたくさんあるといわれております。

また、固定席がないので私物を置いたままというわけにもいかず、私物はロッカーから出し入れすることで、必然と整理整頓も進むことになります。



民事信託 “想い”が届く資産承継の仕組み

～民事信託の活用例②～

■先祖代々の土地の円滑な承継

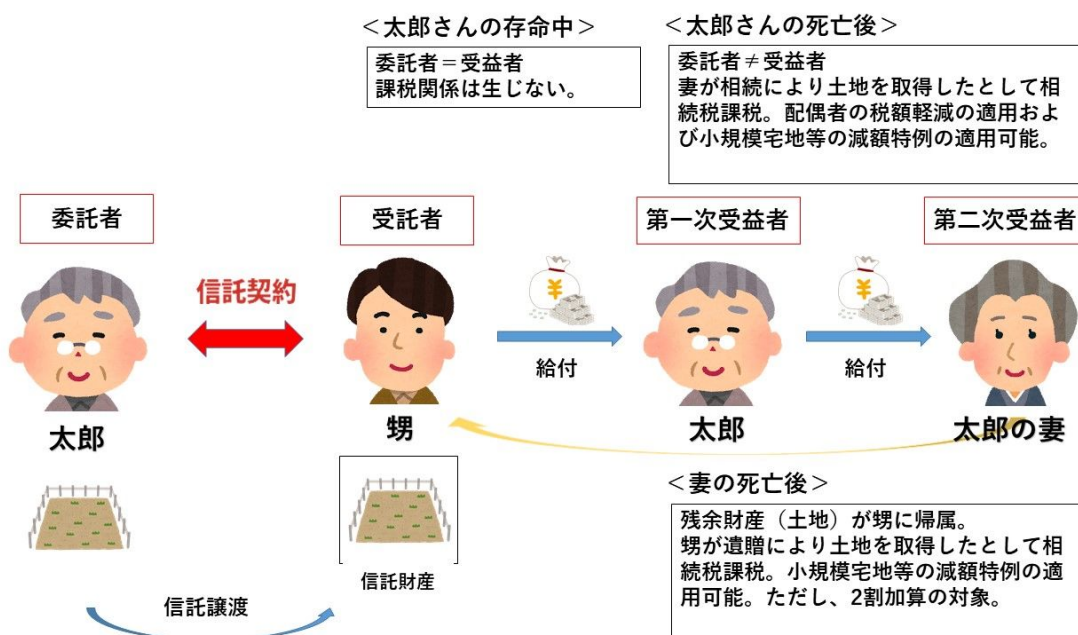
<遺言や生前贈与での問題点>

先祖代々から承継されている土地などの家督財産を特定の人に相続させていきたい場合、一般的には遺言や生前贈与が思い当たります。しかし遺言や生前贈与で可能なのは一次的な承継のみであり、承継した人が亡くなった場合にはその配偶者にも相続権が発生してしまい、想い通りの家督相続ができないことがあります。

<具体的な活用例>

先祖代々の土地（貸駐車場）を所有している太郎さんには子供がいらないため、妻が亡くなった後には先祖代々の土地が妻の相続人（例えば妻の兄弟姉妹）のものになってしまうのは避けたい。また妻の亡き後は太郎さんの弟の息子（甥）に先祖代々の土地を引継がせたい。

このような場合に民事信託を利用し、委託者を父、受託者を甥、受益者を太郎さん（第一次受益者）、太郎さんが死亡したときは太郎さんの妻（第二次受益者）とし、妻の死亡後に信託を終了し、残余財産の帰属権利者を甥とする信託契約を委託者（太郎さん）と受託者（甥）で締結することで思い通りの承継が可能となります。



※上記活用例に関する税務

①太郎さんの存命中

委託者と受益者が同一ですので、信託の効力発生時に課税関係は生じません。

②太郎さんが亡くなった後

第二受益者となる妻が先祖代々の土地（貸駐車場）を取得したものととして取り扱われ相続税の対象となります。相続税の申告期限まで賃貸を継続していれば、相続税の小規模宅地等の減額特例の適用を受けることも可能です。また、配偶者の税額軽減を受けることもできます。

③妻が亡くなった後

信託が終了し、残余財産の帰属権利者である甥に帰属します。税務上は妻から遺贈があったものとし、相続税の課税対象となります。ただし、甥への遺贈となるため、相続税の2割加算の対象となるので注意が必要です。

（山崎泰史）

委託者	太郎
受託者	甥
受益者	太郎（第一次受益者）、太郎が死亡したときは、太郎の妻（第二次受益者）
信託財産	先祖代々の土地
信託の終了事由・残余財産の帰属権利者	太郎の妻が死亡したときに信託終了し、残余財産は甥に帰属する。



おじいちゃんから学費を出してもらおうと贈与税がかかる？

教育資金を祖父母が負担した場合、通常は、贈与税が課税されます。ただし、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度」を適用することで、贈与税が課税されなくなります。

1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度とは？

この制度は、30歳未満の子・孫等の教育資金を充てるために、その直系卑属である父母又は祖父母等が一定の定められた方法により、平成31年3月31日までの間に信託等をした場合に、その信託等をした金額のうち**受贈者（子・孫）1人につき、1,500万円まで**の金額については、贈与税が課税されないという制度です。適用の際は、事前に金融機関等に教育資金の管理を依頼する必要があります。

2. 対象になる教育資金

- ①入学金、授業料、保育料、給食費、修学旅行・遠足費等で、学校等に直接支払われたことが確認できる費用に限定されています。
- ②学校等以外の者に支払われる金銭については、塾等の学習、スポーツ、文化芸術活動や教養活動等の指導者に直接支払われるものや通学定期代、留学渡航費等で、500万円が限度額です。



3. 注意点

この非課税制度は受贈者が30歳に達した場合や死亡した場合に終了になります。その際に、信託等をした金額に残高がある場合は、その残額について贈与税が課税されますのでご注意ください。



出産費用を両親に出してもらおうと贈与税がかかる？

出産費用を両親に出してもらった場合、通常、贈与税の課税対象となります。ただし、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度」を適用することで、贈与税が課税されなくなります。

1. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度とは？

20歳以上50歳未満の子・孫(受贈者)の結婚・子育て資金の支払いに充てるために、その父母・祖父母等が金銭等を拠出し、事前に金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち**受贈者1人につき1,000万円(結婚資金については300万円)**までの金額については、平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税が課されないという制度です。

2. 対象になる結婚・子育て資金

- (1)結婚資金とは、次に掲げる費用等で300万円が限度となります。
 - ①受贈者の婚姻の日の1年前の日以後に支払われるその婚礼費用等。
 - ②受贈者等の新居の賃貸契約後3年経過までに支払われる家賃、敷金等。
 - ③受贈者等が新居に引越するための費用等(複数回OK)。
- (2)子育て資金とは、次に掲げる費用等で1,000万円が限度となります。
 - ①受贈者等の不妊治療費用、又は妊娠中に要する費用等。
 - ②受贈者の出産に係る分べん費その他これに類する費用等。
 - ③受贈者の小学校就学前の子の医療のために要する費用等一定のもの。
 - ④幼稚園、保育所等に支払う子に係る保育料等。



3. 注意点

この非課税制度は受贈者が50歳に達した場合や死亡した場合に終了になります。その際に、信託等をした金額に残高がある場合は、その残額について贈与税が課税されますのでご注意ください。

(橋本健治)

平成 29 年分 所得税確定申告のお知らせ

■初日提出にご協力ください

平成 29 年分の所得税確定申告の提出期限は平成 30 年 3 月 15 日（木）ですが、当事務所は今回も税務署の受付初日である平成 30 年 2 月 16 日（金）の提出を目標に取り組みます。

お客様には過去の整理・精算である所得税確定申告を早く終わりにし、平成 30 年に気持ちを集中して頂くための取り組みでもあります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



■平成 29 年分確定申告のお知らせの案内

平成 29 年 10 月 00 日

税理士法人 柳澤会計
柳澤 孝男

平成 29 年分 確定申告のお知らせ

拝啓、時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も当事務所では貴方様の確定申告について、お客様担当・作業担当・連絡担当の3名体制で対応させていただきます。つきましては、今月から連絡担当よりご挨拶申し上げます。平成 29 年分確定申告の取扱要領等にご連絡をさせていただきます。

また、昨年と同様に受付開始日である平成 30 年 2 月 16 日（金）の提出を目標としております。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【私たちが対応させていただきます】

お客様担当 (この家族の責任者です)	作業担当 (申告作業をします)	連絡担当 (電話・メール等で連絡します)
 山崎 泰史 (やまざき たかし)	 伊藤 弘香 (いとう ひろか)	 伊藤 弘香 (いとう ひろか)
携帯：0266-9214 E-mail: yamazaki@yamasaki.net	携帯：0266-9214 E-mail: hiroko@yamasaki.net	携帯：0266-9214 E-mail: hiroko@yamasaki.net

下記へご連絡いただければ、担当者が直接対応させていただきます。

〒391-0003 長野県茅野市本町西1番40号
TEL 0266-72-5060 FAX 0266-72-5063
http://www.yamasaki-net.net E-mail: webmaster@yamasaki-net.net

税理士法人 柳澤会計

昨年当事務所で確定申告をお引き受けしたお客様宛に、平成 29 年分確定申告のお知らせ（左イラスト参照）をお送りさせていただきました。お客様の担当職員の連絡先等を記載してありますのでご確認ください。後日改めてご挨拶と必要資料のご連絡をさせていただきます。

■必要資料のご準備をお願いします

例年 10 月下旬から「保険料の控除証明書」などが郵送で届き始めます。紛失しないよう保存をしておいてください。

また申告の際にマイナンバーを記載する必要があります。詳細は担当職員よりお知らせいたします。

（所得税委員会）

職員コラム ～ 家系 ～

坂本 憲彦

秋のお彼岸の中日にあたる秋分の日、両親と父方の祖父母のお墓参りをしてきました。これまでお彼岸についてどういう日なのか全く知らず、ただお墓参りをする時期という程度にしか思っていました。春と秋のお彼岸でもそれぞれ意味があり、春のお彼岸は「自然をたたえ、生物をいつくしむ」日で、秋のお彼岸は「祖先をうやまい、亡くなった人をしのぶ」日という意味があるそうです。

毎年耳にはするけれど、いざどういうものかと問われると答えることができないものであると感じるとともに自分の無知さを改めて痛感しました。この知識があることでどのように役に立つかはわかりませんが、一般常識として身に付けておきたいものです。今後は意味を理解した上でお墓参りをできたらと思います。

お墓参りの際に父から、祖母の出身地のことを初めて聞き、これまでは祖父とおなじ小淵沢の出身だと勝手に思い込んでいたのですが、諏訪市清水の生まれということを知りました。祖先は高島藩の武士の家だったらしいのですが、真相を確かめる方法はなく正直疑わしく感じました。祖母の出生の話は三十数年生きてきて初めて聞いた話であったのでとても新鮮でした。

これまで先祖にどんな人がいて、どこ出身の人かなんてことはあまり気にはしていなかったのですが、今回祖母の話聞き、自分の祖先のことを少し知ってみたくなりました。今年に入ってから相続のお仕事に携わるようになり、出生から死亡までの戸籍を読む機会も多くなり、戸籍の読み方もわかるようになったので坂本家の家系図でも作成してみようかなと思います。

